

(第15号議案)

【附則第3項関係】中野区職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (職員の定数)	第1条・第2条 (略) (職員の定数)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 派遣、休職、配偶者同行休業、育児休業、公務災害休業及び6月以上の職務専念義務の免除の場合の職員は、これを定数外とする。	2 派遣、休職、配偶者同行休業、育児休業、公務災害休業、 <u>結核休養</u> 及び6月以上の職務専念義務の免除の場合の職員は、これを定数外とする。
3 休職、 <u>育児休業及び公務災害休業</u> の職員が復職した場合は、1年間に限り、これを定数外とすることができる。	3 休職、 <u>育児休業、公務災害休業及び結核休養</u> の職員が復職した場合は、1年間に限り、これを定数外とすることができる。
(職員の定数の配分)	(職員の定数の配分)
第4条 (略)	第4条 (略)
付 則 (略)	付 則 (略)